

大阪市子ども青少年局一般職任期付職員（事務職員）採用選考要綱

令和7年9月1日
大阪市子ども青少年局

地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第4条に基づく任期付職員（事務職員）を、次のとおり募集します。

1 公募内容等

(1) 選考区分、職務内容、採用予定者数、任用期間

選考区分	職務内容	採用予定者数	任用期間
区分 I	幼児教育・保育の無償化にかかる認定事務及び給付事務、パソコン入力、電話対応事務等 ・新入園児の給付認定事務 ・副食費認定判定事務 ・年度途中の入園児の認定事務 ・保育料相当額等の給付 ・認定・給付に関する施設等からの問合せ対応等 ・その他事務事業グループ内の業務	4名	令和8年4月1日～ 令和11年3月31日
区分 II	教育・保育施設への運営にかかる経費の申請及び実績報告の確認事務、パソコン入力、電話対応事務等 ・補助金・支援費申請書等の確認作業 ・月次報告等の確認事務 ・補助金・支援費等の変更交付申請 ・補助金・支援費等の実績報告の確認事務 ・補助金・支援費等に関する施設からの問合せ対応等 ・その他事務事業グループ内の業務	10名程度	令和8年6月1日～ 令和11年3月31日

- ・各選考区分の合格者は「大阪市子ども青少年局一般職任期付職員（事務職員）採用候補者名簿」〔以下『候補者名簿』という〕に登録されます。

(2) 勤務場所

区分 I：大阪市子ども青少年局幼保施策部幼保企画課 幼保利用グループ

（所在地：大阪市北区中之島1丁目3番20号 大阪市役所地下1階）

区分 II：大阪市子ども青少年局幼保施策部幼保企画課 企画調整・認可給付グループ

（所在地：大阪市北区中之島1丁目3番20号 大阪市役所地下1階）

2 受験資格（区分Ⅰ・Ⅱ共通）

以下のすべての条件を満たす者が受験できます。

- (1) 令和8年4月1日現在、満18歳以上の者
- (2) Word、Excelなどのパソコンの基本操作及び電話対応ができる者
- (3) 地方公務員法第16条各号に該当しない者

【地方公務員法第16条（抜粋）】

- ① 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ② 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ③ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、地方公務員法第60条から第63条に規定する罪を犯し刑に処せられた者
- ④ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 選考日時・場所、選考方法等（区分Ⅰ・Ⅱ共通）

(1) 選考日時・選考方法

選考	日時	場所	選考方法
第1次選考	令和7年10月3日（金） 午前9時30分集合 （試験開始は午前9時45分予定）	大阪市役所	筆記試験（一般教養・小論文）（90分）
第2次選考	令和7年10月31日（金）（予定）	大阪市役所（予定）	口述試験（面接） （20分程度）

- ・第1次選考の日時・場所等の詳細は、受験票に記載して通知します。
- ・第1次選考合格者には、口述試験の参考資料とするための「面接カード」を提出していただきます。

(2) その他

- ・試験開始時刻より30分以上遅れた場合は、受験をお断りする場合があります。

4 申込方法（区分Ⅰ・Ⅱ共通）

(1) 受付期間

令和7年9月1日（月）から令和7年9月19日（金）まで《9月19日（金）必着》

(2) 提出書類

- ① 採用申込書（3か月以内に撮影した写真を必ず貼付してください。）

※申し込む選考区分（区分Ⅰ・Ⅱ）を必ず記入してください。

なお、併願される場合は希望順位を記入してください。

- ② 返信用封筒

受験票を送付しますので、定形長形3号に110円切手を貼り、郵便番号、住所、氏名を記載してください。（※返信用封筒及び切手の貼付がない場合は受験票等を発送しませんので、必ず同封してください。）

(3) 提出方法及び提出先

① 提出方法

提出書類一式（採用申込書・返信用封筒）を封筒（定形外封筒角形2号を使用してください。）に入れ、送達確認ができる方法（簡易書留等）にて送付してください。簡易書留等以外の方法により送付された場合の事故については責任を負いません。また、料金不足の場合は、受け付けません。

② 提出先

【宛て先】 〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号

【宛て名】 大阪市子ども青少年局企画部総務課 人事グループ

※封筒の表に、「一般職任期付職員（事務職員）」と朱書きで明記してください。

(4) 受験票の交付

受験票は、受験資格等を審査のうえ、令和7年9月26日（金）までに到着するよう発送する予定です。9月29日（月）までに受験票が届かない場合は、必ずお問い合わせください。

5 合格者の決定（区分Ⅰ・Ⅱ共通）

選考	決定方法
第1次選考	第1次選考の結果を総合的に判定して決定します。
第2次選考	第2次選考の結果を総合的に判定して決定します。※

※前段階の選考の成績は加算しません。（同点により合格者を決めがたいときは、第1次選考の結果で判定することがあります。）

- ・選考方法により合格基準を定めているものがあり、それらで一定の基準に満たない場合は、他にかかわらず不合格とします。また、選考方法のうち、棄権又は欠席したものが1つでもある場合は、受験を辞退したものとみなし、選考の採点は一切行いません。

6 合格発表（区分Ⅰ・Ⅱ共通）

選考	発表日（予定）	発表方法
第1次選考	令和7年10月15日（水）	合格者の受験番号を大阪市ホームページに掲載します。 なお、合否にかかわらず個別の通知は行いません。 ※合格発表と併せて、第2次選考の日時・場所及び提出書類の詳細を大阪市ホームページに掲載しますので、合格者は必ずご確認ください。
第2次選考	令和7年11月12日（水）	合格者の受験番号を大阪市ホームページに掲載するほか、合格者本人あて通知します。なお、不合格の通知は行いません。

7 合格から採用まで（区分Ⅰ・Ⅱ共通）

- (1) 合格者は、試験の得点の高い順に選考区分ごと候補者名簿に登録され、その登録順に基づき採用します。ただし、第1希望の区分で採用予定となった併願者が、第2希望の区分でも採用予定となることはありません。また、登録されても採用時期が（区分Ⅰ：令和8年4月2日、区分Ⅱ：令和8年6月2日）以降になる場合や採用されない場合があります。
- (2) 候補者名簿の登録期間は、区分Ⅰ・Ⅱともに令和10年4月1日までとなります。ただし、区分Ⅰ・Ⅱともに合格した併願者がいずれかの区分で採用された場合は、採用日付けでそれぞれの候補者名簿から削除します。
- (3) 採用するにあたっては、採用予定者あて事前に連絡を行いますが、本人の都合により採用を辞退された場合は、候補者名簿順位の最後尾に再登録となります。
- (4) 合格後、あるいは候補者名簿に登録後、受験資格がないこと及び申込みの内容に虚偽が認められた場合には合格・登録を取り消すことがあります。

8 勤務条件等（区分Ⅰ・Ⅱ共通）

- (1) 勤務日・勤務時間・休憩時間・時間外勤務
 - ① 勤務日
土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除く、月曜日から金曜日まで
 - ② 勤務時間
9時00分から17時30分まで
 - ③ 休憩時間
1日45分間（ただし、勤務時間が8時間を超える場合 合計1時間）
 - ④ 時間外勤務
必要に応じて従事していただきます
- (2) 年次休暇
毎年4月1日を基準とし、1年につき20日付与します。
（年度途中で任用される場合は、時期に応じた比例付与になります。）
- (3) 給料等
月額213,556円（地域手当を含む。令和7年4月現在）
※その他、各種手当（扶養手当、住居手当、通勤手当、超過勤務手当等）があります。
初任給は、学歴や行政機関、民間企業等での実務経験等に応じて決定されます。
勤務成績に応じた昇給制度があります。
- (4) 期末・勤勉手当及び退職手当
本市職員基準により支給します。
- (5) その他
上記以外の勤務条件については、基本的に本市職員に準じたものになります。

9 試験結果の開示（区分Ⅰ・Ⅱ共通）

試験の結果、不合格の場合には、次の要領で申し出ることにより成績をお知らせします。

不合格者の順位及び得点（筆記試験・口述試験）については、土曜日、日曜日、祝日を除く令和7年11月17日（月）から令和7年11月21日（金）までの間で（午前9時00分～正午、午後1時00分～午後5時00分）、大阪市こども青少年局企画部総務課内において開示しますので、受験者本人が身分を証明できる書類（顔写真の添付のあるもの：マイナンバーカード、運転免許証等）を持参のうえ、口頭で申し出てください。

10 備考（区分Ⅰ・Ⅱ共通）

- (1) この試験において提出された書類等は、受付後返却はしません。
- (2) 合否結果については、受験者本人以外にはお知らせできません。
- (3) 受験に際して大阪市が収集した個人情報、職員採用試験の円滑な遂行のために用い、大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例に基づき適正に管理します。
- (4) 大阪市が所管する施設は原則、敷地内禁煙又は屋内禁煙です。また、勤務時間中は禁煙です。
- (5) 地方公務員法第22条第1項の規定に基づき、任期付職員の採用は条件付となり、採用日から6か月に達した時点で、それまでの勤務状況等から判断して、正式採用の可否を決定します。

受験申込みにあたって

大阪市においては、市民から信頼される市政の実現を図るため、服務規律の確保に関して、様々な取組み及び遵守すべき事項を定めており、また、適宜、管理監督者からの指導が行われます。次に記載している条例等の内容は、その一部を抜粋したものです。得心した上で受験申込を行ってください。

【大阪市職員基本条例】(抜粋)

(倫理原則)

第4条 職員は、自らの行動が市政に対する市民の信用に大きな影響を与えることを深く認識して、常に厳しく自らを律して服務規律を遵守するとともに、倫理意識の高揚に努めなければならない。

(職員倫理規則)

第8条 市長は、倫理原則を踏まえ、職員の倫理意識の高揚を図るために必要な事項に関し、市規則（以下「職員倫理規則」という。）を定めるものとする。

2 職員倫理規則には、服務規律の確保及び市民の疑惑や不信を招くような行為の防止のために職員の遵守すべき事項を定めなければならない。

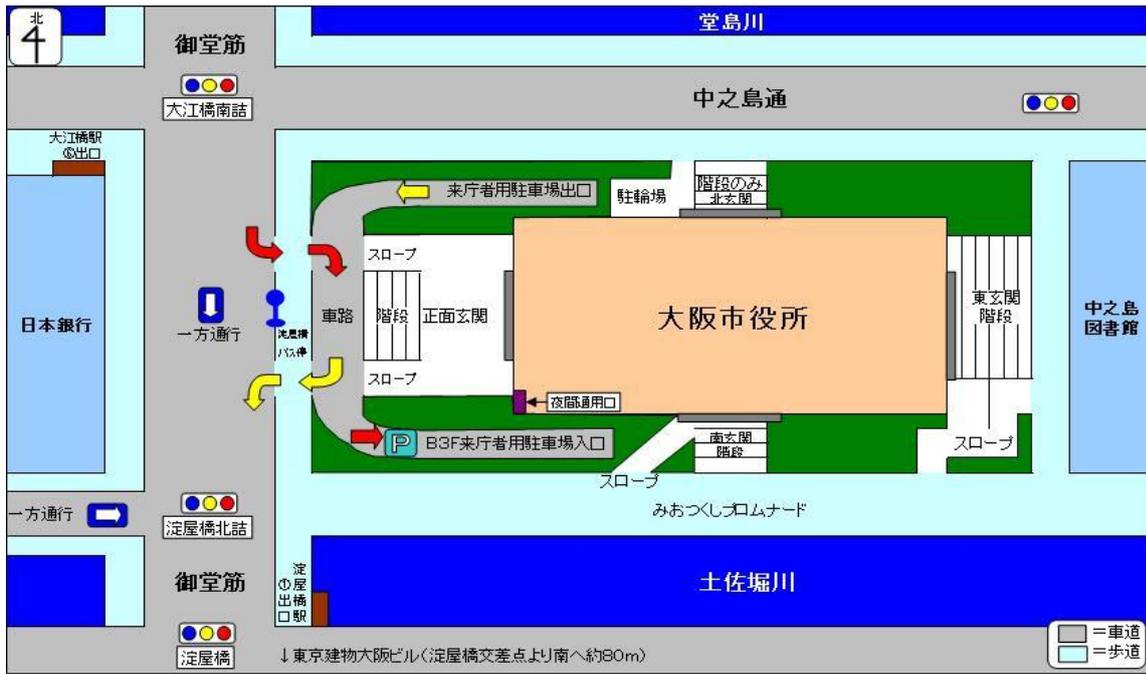
【その他遵守すべき事項の例】

- ・勤務時間中は、常に清潔な身だしなみを心がけ、市民に不快感を覚えさせないようにすること
- ・勤務時間中は喫煙をおこなわないこと
- ・勤務時間中は、身体に入れ墨がある職員にあつては、それを市民に見せないこと
- ・入れ墨の施術を受けないこと

この試験についての問い合わせ

大阪市こども青少年局企画部総務課（市役所2階／電話：06-6208-8117）

〔大阪市役所案内図〕



〔交通機関〕 オオサカメトロ御堂筋線・京阪電車京阪本線「淀屋橋」下車①号出口北すぐ
京阪電車中之島線「大江橋」下車⑥号出口東すぐ